

令和 6 年 5 月 31 日

大阪市総務局長 吉村 公秀 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 堀野 桂子

意見書

令和 6 年 5 月 28 日付け大総務第 27 号により報告のありました株式会社大阪水道総合サービスに係る中期計画（以下「本件計画」といいます。）の内容について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 13 条第 9 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

報告のあった本件計画の内容については、所管所属である水道局が策定した中期目標の内容が反映されていると認められるものの、対象事業活動に関する目標について、指標としている事業活動の実施そのものを設定しているものがあり、当該目標の評価において、目標達成の条件や基準が明らかでない。

この点について、所管所属からの説明聴取によると、事業活動の実施状況や成果物の妥当性については所管所属において確認するとのことであるが、評価における透明性及び公正性の観点から、評価の根拠やプロセスを説明できるよう、評価基準や評価方法の可視化を検討するなど、適切に監理されたい。